

事務連絡
平成21年9月1日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長補佐（医療福祉担当）

労災診療費における歯冠補修及び欠損補綴の取扱いの留意点について

歯科診療における保険適用外の材料を用いた診療費の取扱いについては、平成21年9月1日付け基労補発0901第1号「労災診療費における歯冠補修及び欠損補綴の取扱いについて」（以下「課長通達」という。）において示されたところであるが、課長通達における留意事項については、下記のとおりであるので、事務処理に遺漏のないようお願いする。

記

1 本省への照会について

課長通達の別表における本省への照会は次の場合に行うこと。

(1) 材料について

課長通達の別表に定める保険適用外の材料以外の材料（以下「通達外材料」という。）による請求がなされた場合には、当該通達外材料を使用するに至った歯科医学的理由を主治医から徴した上で本省に照会すること。

(2) 費用について

課長通達の別表に定める上限金額については、全国的に一般に必要と認められる金額を基準に定めたところであるが、上限金額を超える請求にあつては、その理由を主治医から徴する等により合理的であると確認できた場合には、当該請求金額を支給することとし、その理由に疑義が生じた場合には本省に照会すること。

2 都道府県歯科医師会等への周知について

各都道府県労働局における従前の取扱いを踏まえ、十分に検討した上で必要に応じ都道府県歯科医師会等に対して周知すること。